

# 消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター  
平成29年4月24日  
(平成29年3月受付分)



平成29年3月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計3件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

## 新品ではなかった！「フリマアプリ」のトラブルに注意

事例：

フリマアプリで「新品で未使用」と紹介されていたブランドTシャツを購入した。

だが、届いたTシャツをみると偽物のようで、ボールペンの落書きもあり、新品でもなかった。

売主と交渉し、返品に応じてもらえることになったので、郵送したところ、「偽物を送り返してきた」と難癖をつけられ、返金されない。フリマアプリの運営会社にも相談したが、「お客様同士で解決してほしい」と言われた。

(当事者：高校生 男性)



### ✔ アドバイス

- 「フリマアプリ」は、オンライン上で実際の「フリーマーケット」のように出品、購入ができるアプリケーションです。手軽に利用できる一方、トラブルも報告されています。
- フリマアプリでは、金銭や品物のやりとりは、売主と買主の間に運営会社が入り仲介しますが、基本的に個人間の取引となるため、トラブルが発生した場合は、当事者間で解決するのが原則となっています。「自己責任」というリスクを認識して利用する必要があります。
- フリマアプリで取引をする際は、アプリの規約をよく読み、その上で、出品者が設定したルールの確認や商品、送料等についての情報収集をしっかり行い、トラブルが起こった際のリスクも勘案し、慎重に利用しましょう。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第109号」より抜粋

### ◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
13	スマホに「有料閲覧履歴の料金が未納である。放置すると法的手続きを執る」とのSMSが届いた。どうしたらよいか。
18	スマホに知らない番号から電話があり、かけ直したところ、有料サイトの利用履歴があると言われ、名前と生年月日を聞かれた。その後不審に思い電話を切った。今後の対処法を知りたい。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号  
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時（祝日、年末年始は除く）